

桑名市議会における議員定数削減の経緯

▼ 合併前直近の旧市町の定数

旧桑名市：28名、旧多度町：16名、旧長島町：16名、合計：60名

（法定上限：旧桑名市：34名、旧多度町：22名、旧長島町：22名、合計：78名）

▼ 平成16年12月の合併により58名に

平成16年12月6日の合併において、合併特例法による在任特例を適用し、合併後の2年間に限り、旧市町の議員が新市の議員として在任することができることとなり、定数は58名となった。（旧桑名市：27名、旧多度町：16名、旧長島町：15名）

▼ 平成18年12月の改選時に58名から34名に

合併特例法による在任特例適用後の議員定数は、法定上限である34名となった。

▼ 平成19年4月の臨時会で34名から30名に削減

平成19年4月27日開催の臨時会において、議員定数を6名削減して28名にする議員提出議案と、4名削減して30名にする議員提出議案の2議案が提出され、審議の結果、議員定数を30名とし、次期改選（平成22年12月）から適用することとなった。

【検討の経緯】

平成16年12月の合併当時、合併特例法により、合併後2年間は引き続き新市の議員として在任する在任特例が適用されるとともに、合併協定書の中で当該特例適用後の議員定数は法定上限である34名とされた。ただし、当該特例適用後の任期中には定数削減に向けた検討をすることとなっていたことから、平成18年12月の改選時は34名の定数のままとしたものの、平成19年1月頃から、議長提案により議員定数を見直す検討を開始した。

▼ 平成24年第4回定例会で30名から26名に削減

平成25年1月24日、平成24年第4回定例会の7日目（最終日）に、議員定数を4名削減して26名にする議員提出議案が提出され、提出案のとおり議決し、次期改選（平成26年12月）から適用することとなった。

【検討の経緯】

地方自治法の一部が改正（平成23年5月2日公布）され、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、議員定数の法定上限が撤廃されたことを機に、改めて議員定数を見直す時期にあるとして議長から見直しの提案を行った。

その結果、多数の地方議会で定数削減又は削減の動きがあることに加え、本市における行財政改革の動向、市政の現状や課題及び将来の予測や展望、議会機能の在り方並びに議員活動に対する市民の意見等を総合的に勘案すれば、議員定数を見直すべきであるとの意見が大勢を占め、定数見直しに向けた検討を開始した。